

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、その翌日)

目次

告示 保険医療機関の指定

土地改良事業計画の適否の決定（五件）

土地改良事業の認可（三件）

昭和三十九年四月鳥取県告示第一百一号の一部改正

証紙の小売りさばき人の指定

◇教委告示 教育委員会の招集

告示

鳥取県告示二百四十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十八年四月三日

鳥取県知事 石 破

二

朗

昭和四十八年四月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
加藤整形外科医院	鳥取市片原二丁目一一一	昭和四八年三月二十五日
中 下 医 院	境港市朝日町九三	"
上 田 医 院	東伯郡東伯町浦安三三四	"
龜 山 歯 科 医 院	倉吉市上井町二の一三	十五日
鳥取県職員診療所	鳥取市栗谷町七二の一	"
鳥取県職員診療所	鳥取市栗谷町七二の一	一日
鳥取県職員診療所	"	"
鳥取県職員診療所	"	十五日

鳥取県告示第二百四十一号

昭和四十七年十月十一日付で国府町長から申請のあつた土地改良（新井地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十七号）による改正前の土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十八年四月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に内事に申し出ること。

鳥取県告示第二百四十二号

昭和四十八年十月十一日付で国府町長から申請のあつた土地改良（荒舟地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十七号）による改正前の土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十八年四月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
昭和四十八年四月四日から二十日間

二 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
昭和四十八年四月四日から二十日間

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
昭和四十八年四月四日から二十日間

二 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
昭和四十八年四月四日から二十日間

鳥取県知事 石 破 二 朗

三 縦覧に供する場所
國府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期（法正寺地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めた

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百四十三号

昭和四十七年十二月二十六日付で岩美町長から申請のあつた土地改良（外邑地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十七号）による改正前の土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十八年四月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
昭和四十八年四月四日から二十日間

二 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
昭和四十八年四月四日から二十日間

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
昭和四十八年四月四日から二十日間

二 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
昭和四十八年四月四日から二十日間

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
昭和四十八年四月四日から二十日間

二 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
昭和四十八年四月四日から二十日間

鳥取県知事 石 破 二 朗

三 縦覧に供する場所
國府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期（法正寺地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めた

ので、土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十七号）による改正前の土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十八年四月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間
昭和四十八年四月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所
鳥取市役所

四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

岩美町役場

鳥取県告示第二百四十五号

昭和四十七年十二月十九日付で鳥取市長から申請のあつた土地改良（越路地区は場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十七号）による

改正前の土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十八年四月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間
昭和四十八年四月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所
鳥取市役所

四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百四十六号

赤崎町長から申請のあつた町営土地改良（勝田地区農地開発）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、昭和四十八年三月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

鹿野町長から申請のあつた町営土地改良（鷲峰地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年三月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四八年四月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百五十九号

鳥取県告示第二百四十八号 東伯郡東伯町大字浦安三五三番地農事組合法人浦安果樹生産組合組合長 大橋儀重ほか二人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良

(浦安地区農地造成)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四八年三月二十八日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四八年四月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	指定番号	住 所	氏 名	売りさばき場所
昭和四八年四月一日	三六八	鳥取市戎町	日本海信販株式会社	鳥取市湖山町字土器免九七〇番地
	四七一番地	社長 矢谷允之		日本海信販自動車学校

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第八号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四八年四月三日

鳥取県立米

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顯

一日時 昭和四八年四月十日 午前十一時十五分
二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 (1) 鹿野町教育委員会教育長の承認について
(2) その他
子西高等学校 米子市錦町一丁目一一三」を「鳥取県立米子西高等学校」に改め、「鳥取県立法勝寺高等学校」を削り、「鳥取県教育研究所」鳥取市

学校

昭和四四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 烏 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む。)】

西町三丁目二〇二二」を「鳥取県教育研修センター 鳥取市湖山町大字下浜一、一九四ノ一二三」に改める。